

質問を行った議員名と質問項目、及び原則として最初の質問項目について（質問と回答の内容を要約）掲載しています。



問

災害・緊急時における
来訪者への対応は

小柳 道枝 議員

Q 年間を通し国内外の観光客でにぎわっている本市だが、突然の災害が起きた際の対策として国や県の防災基本計画に基づく太宰府市地域防災計画、観光地区避難誘導計画を本市独自の計画として策定している。

災害時、緊急時における国内外からの観光客や市内在住、在学の外国人などの来訪者への対応について二点伺う。

①情報提供や周知、避難誘導など具体的な計画は。
②日ごろから地域や各種団体などとの連携体制は。

A 部長 ①今回、太宰府市地域防災計画の改定を行い、これとあわせて各種の行動マニュアルも再整備いたしました。

この中で今回初めて観光地における大規模地震時の観光地区避難誘導計画を作成したところです。

市では平成24年度に外国人のための太宰府市生活情報ガイドブックを作成し、この中で緊急時や災害時の対応についても掲載しており市内在住の外国人に配布をしています。
②必要に応じて国際交流員や国際交流協会や語学ボランティアに登録してある外国語を話せる方への依頼なども行っています。



質問項目

- 災害時、緊急時における来訪者や在住・在学外国人への対応について



問

AEDの設置場所の
周知徹底が必要

村山 弘行 議員

Q 本市のように観光客の大変多い町では、その観光客の方々が安心して観光めぐりができるように市内の施設にはAEDの設置がなされるべきと存じますが、AEDの設置場所の把握と未設置施設への設置推進について二点伺う。

①現在観光客の方々がよく行かれるような場所にAEDがどうなっているのか、その把握は。

②協力をお願いした経緯があるのか、AEDの設置場所が一目でわかるというシステムの紹介をしたがそれらも含めて検討されるか。

A 部長 ①市内にある公共施設以外の設置箇所につきましては、昨年も市内の医療施設や福祉施設などの設置状況を個別に確認するなど太宰府消防署と連携しながら現状の把握に努めていますが、届け出義務等がないために全てを把握できていないかわからない状況です。

設置場所の周知などと併わせまして正確な状況把握に努めたいと考えております。

②設置の協力依頼についてはですが、導入費用や維持管理費等の費用が発生しますことから依頼をした経緯はございません。緊急事態が発生した場合はまず119番通報が最善策であると考えております。



質問項目

- AEDの設置場所の把握と設置されていない施設への設置推進について
- まどか号、まほろば号等コミュニティバスの相互乗入れについて
- 糟屋郡、とりわけ宇美町との交流について



問

ニートや引きこもりの
対策は

渡邊 美穂 議員

Q 今、子ども・若者
施策の中で問題のニ
ートや引きこもりにつ
いて、この状態で20
年以上経過してこ
ろれた方の保護者が
自分たちが高齢化し
て不安が増大し、や
っと初めて相談に
来るケースがみ
られた。

また保護者がいなくな
った後、その多くが
生活保護の対象に
なる可能性がある。
ある。

今から対応を進めな
ければ、ごく近い
将来大変な市の負
担になる可能性も
あるが現在、市で
は現状をどう把握
されているのか、
今後の対応につ
いて伺う。

A 部長 引きこも
りやニートに特化
した相談窓口はあ
りませんが、本市
青少年相談セン
ターにある家庭
児童相談室及び
ヤングテレホン
相談や乳幼児と
その保護者から
成人の方までの
メンタルヘル
ス、生活困窮者
や多重債務等
による相談窓
口に、引きこも
り等の相談を
受ける事例も
あります。個々
の状態により、
引きこもり地
域支援セン
ターや若者サ
ポートステ
ーションによ
る専門的な支
援につなぐた
めの情報提
供や専門医
療機関への
受診を促す
などの対応
を行っています。



質問項目

- 子ども・若者施策について
- 産科医療補償制度の周知について



問

市長部に
いじめ対策機
関の設置を

門田 直樹 議員

Q 大津市の中学生
自殺事件を契機に、
いじめ対策が喫緊
の課題となつた
ことから、本市
では不測の事態が
起きた際に客
観性の高い検
証評価や解
決に向けての
調査を実施し、
その対応策を
審議すること
を目的として「
太宰府市い
じめ問題等
対策委員会
」を新たに
設置した。

また、国はい
じめ防止対策
推進法を施行
したが、その
後もいじめに
関する事件は
全国で次々と
起きている。
本市におい
ても市長部
局と教育委員
会のそれぞれ
に対策機関を
置き、連動
して対処する
必要がある
と考えるが
所見を伺う。

再調査をする
組織として
市長部に第
三者機関が
必要でない
かと、それ
ぞれ役割分
担の調整を
始めたこと
です。
市長 設置
の必要があ
り、条例化
を進めて、
さらに検討
していきたい
と考えていま
す。

A 教育長 現在
太宰府市い
じめ問題等
対策委員会
がその目的
や所掌事務
に重なる部
分や足りない
部分もある
ことから、
いじめ防止
対策推進法
や福岡県
いじめ防止
基本方針に
沿うように
太宰府市
いじめ防止
対策基本
方針を作成
し、いじめ
対策機関
の設置につ
いて整理・
検討してい
きたいと考
えています。



質問項目

- いじめ対策機関の設置について
- 西鉄都府楼前駅広場に公衆トイレを設置することについて



問 信号機の待ち時間の延長を

原田 久美子 議員

Q 高雄交差点の信号機は、青信号の時間が5秒しかなく3台程度しか通過できない。

時間帯によっては、かなりの車両があり信号待ちをしている状況がある。青信号の時間を少しでも延長できないか伺う。

A 部長 交差点部の各信号の表示時間は、実際の交通量とその構造、つまり車線の数、右左折車線の有無、交差点の大きさ、横断歩道の有無等を考慮して決められています。

高雄・中央通線から国道への信号機の青信号の時間を延長することで、国道または県道でのさらなる渋滞を招くことが考えられます。

ただ現状では、この信号では1回に3台程度しか通過できない状況ですので、時間延長については、筑紫野署と協議をしてみたいです。



質問項目

- 高雄交差点の信号機について
- 持続可能な低炭素社会の構築について



問 学校の五つの疑問

長谷川 公成 議員

Q 教育問題について、次の五項目について伺う。

①薬物事件を起こした元校長は、本市にも在職の経緯があり他市では校歌の作曲もしてあるが、本市小・中学校の作詞作曲に影響はあるのか。

②中学校での給食をとの要望を多々聞くが、まず小学校の現状は、

③小学校の制服導入について

④近年、地震による被害の中で特に体育館のつり天井が不安視されているが、本市の現状について

⑤本市の学童保育所は平成25年7月から指定管理者制度が導入され現在、民間業者が行っているが、現場指導員からの問題点の対処法について伺う。

A 部長 ①教育行政に携わる者全体の問題として重く受けとめています。本市において指導主事、教頭、校長と歴任していましたが、市内小・中学校に作詞作曲した校歌はありません。

②小学校給食は、全て完全給食を自校方式で行っています。

③小学校制服導入については、過去に検討はしておりません。

④改修が必要なつり天井を有している小学校は、太宰府南小、中学校は、太宰府中、太宰府西中、太宰府東中で、改修の予算は承認され、工事請負業者も決まっております。夏休み期間を中心に改修工事を施工します。

⑤指定管理者と市の担当者、指導員の三者で話をする場を設定しております。



質問項目

- 本市の教育問題について



問

民間の発想で
新たな太宰府館の運営を

陶山 良尚 議員

Q 太宰府館の運営について二点伺う。

①4月運行の太宰府ライナーバス「旅人号」の乗車が約2ヵ月で3万人を突破した。より多くの集客を見込めるのではないかと期待をしているが、来訪者が観光を楽しんでいたが、太宰府に来てよかったと実感していただくことが太宰府市観光の最大の課題ではないか。

②太宰府館の館長は、観光経済課長が兼務されているが、観光行政の中心施設の太宰府館の館長には、観光行政に詳しい民間の感覚を持った方が適任ではないか。

A

部長 ①太宰府館

は、利用者数の増加や地域での取り組みなどにより、年々その認知度も上がり、活気あるものとなっております。

課題は平日の利用促進です。授業や修学旅行で体験プログラムに参加してもらおうように学校や旅行業者へ働きかけを増やし、太宰府館をまるごと博物館あるいは、まちぐるみ歴史公園の核として地域の活性化につなげていきます。

②現行の体制で、観光情報の発信、憩いの場、体験の場の提供、地域の活性化に取り組んでまいります。



質問項目

- 太宰府館の運営について
- 売店の設置について



問

手話を言語として
生かすために

小畠 真由美 議員

Q

平成23年、障害者基本法が改正され、言語に手話が含まれることになり、手話通訳の確保、また国や自治体に防災防犯対策を講じることを義務づけるなど共生社会に向けて前進することが期待されている。

本市における手話通訳者養成事業や派遣事業について、どのように取り組んでいるのか。また養成講座テキスト代や中途失聴者のための要約筆記やノートテイク養成への支援について所見を伺う。

A

部長 派遣事業に

ついては、公的機関や医療機関等において各種手続きを行う際など、市の登録者を派遣し、意思疎通支援を行っています。

手話奉仕員養成事業については昨年度から必須事業として位置づけられました。市の養成講座を終了しますと市認定の手話奉仕員となります。手話通訳者については、全国統一試験に合格後、県の審査認定で手話通訳者となります。

テキスト代などの経費については、個人負担となっています。要約筆記については、市町村の任意事業として実施できますが、現在、実施の考えはありません。



質問項目

- 手話が言語として活用されるための施策について
- 防災対策について
- マイナンバー制について



問

生活困窮者の自立へ
体制整備を

藤井 雅之 議員

Q 平成25年12月6日、国会において生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月1日から施行される。福祉事務所のある自治体では、総合的な相談窓口の設置や、失業で住居を失った人に、原則3ヶ月の家賃を補助する制度の整備が義務化される。

A 部長 家賃補助の制度については、平成21年から仕事や住まいを失った人に家賃を補助する、住宅手当制度が開始されています。

来々年4月からは、住宅確保給付金として恒久的な制度になり継続して実施してまいります。

生活困窮者の抱える問題は様々で、全庁的に実施体制を検討し、専門的な支援員による、情報提供やサービスの拠点となるワンストップ型相談窓口設置も視野に取り組んでまいります。

何が原因で生活困窮という状況に陥っているのか、どうすれば生活の再建を成し遂げていけるのか、今後の行政の役割としても求められていると考える。本市における生活困窮者自立支援法への対応をどのように進めていかれるのか、また社会福祉協議会を初め地域と連携した対応は。



質問項目

- 「生活困窮者自立支援法」への対応について



問

高齢者支援の充実を

神武 綾 議員

Q 太宰府市高齢者支援計画について、二点伺う。

①介護給付の対象である者が対象外となり、支える者としてNPO法人等にも拡大されるが、市内にそのような事業者があるのか。

また、このサービスが介護給付から外される動きに対しての対応は。

②現在、2カ所の特別養護老人ホームがあるが、利用状況、待機者数は。また、本市としての必要性は。

A 部長 ①訪問介護、通所介護を新しい総合事業として市町村が独自に行う地域支援事業に移行するものがあります。予防給付の地域支援事業への移行は、平成27年4月施行ですが、さまざま準備が必要なため、全市町村実施は平成29年4月まで猶予されております。

これらの改正により、要支援認定者へのサービスの低下、利用者の負担増にならないよう対応していきます。

②同朋園定員160名、入所待ち80名うち市内の方34名、サンケア太宰府定員70名、入所待ち130名うち市内の方68名（5月31日現在）です。

本市の次期計画では、特別養護老人ホームを初め必要な施設の整備を行っていきたくと考えております。



質問項目

- 太宰府市高齢者支援計画について
- 通級指導学級について
- 学童保育について
- 家庭保育の支援について



問 補助金等の削減はないのか

吉刈 茂 議員

Q 給与削減と補助金等の関係について伺う。

①当市のラスパイレス指数は、平成20年度99・7、平成25年度108・3となっている。これは福岡県下で、第二位だが、この数字の認識と今後の取り組みは。
②昨年の地方自治体の給与削減について、給与削減しなかった自治体に対して、政府は5月配分予定の公共事業関連の補助金を減らす考えがあると聞いたが、そのような事実はあっているのか、給与削減と交付税等の関係は。

A 部長 ①本市では、これまでの行政改革において、総人件費の削減等、努力してまいったことから、今回の給与削減については総合的に勘案して見送ったところです。

その結果として、ラスパイレス指数が108・7となりましたが、この給与削減については段階的であり、次の調査段階ではその状態に戻ります。
②平成26年度は、交付税の算定に当たり、地域の元気創造事業費が新たに設けられ、人口を基準とした上で、行革努力や地域経済活性化の取り組みを反映するもので、職員数削減率や人件費削減率などとともにラスパイレス指数も選定されています。
なお、平成26年度の普通交付税の算定は本年8月に行われますので、現時点では確かなこととはわかりません。

用語メモ

ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

質問項目

- 給与削減と補助金等の関係について
- 水城1350年について
- 中学校の給食について

議会を傍聴してみませんか 9月定例議会の日程(予定)

9月 2日(火)	本会議(提案理由説明)	12日(金)	本会議(一般質問)
〃	決算特別委員会(概要説明)	16日(火)	本会議(一般質問)
4日(木)	本会議(質疑・委員会付託)	17日(水)	本会議(一般質問・予備日)
8日(月)	総務文教常任委員会	19日(金)	決算特別委員会
9日(火)	建設経済常任委員会	22日(月)	決算特別委員会
10日(水)	環境厚生常任委員会	24日(水)	決算特別委員会(予備日)
		26日(金)	本会議(報告・質疑・討論・採決)

※会議開始時間は、10:00～

本会議は51名、委員会は12名まで傍聴できます。